



TIPLO News

2023年3月号(J283)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「専利法の一部条文改正案」、「商標法の一部条文改正案」が行政院院会で可決
- 02 知的財産局が2022年「専利」トップ100を公表
- 03 知的財産局、2022年専利・商標出願受理概況を公表
- 04 經濟部の派遣団が米国で大きな収穫、海外大手から30億新台湾ドル規模の対台研究開発投資の誘致に成功

台湾ハイテク産業情報

- 01 UMC28 ナノプラットフォームが2023年上半期に量産開始
ディスプレイ用ドライバICに注力

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権関連

ウェブサイト、フェイスブックの投稿で、画像内容に他人の登録商標文字を使用した場合の商標権侵害の判断

今月のトピックス

J230309Y1

J230309Y2

01 「専利法の一部条文改正案」、「商標法の一部条文改正案」が行政院院会で可決

知的財産局はニュースリリースにて、産業界からの提言に応え、海外と足並みを揃えるため、2023年3月9日の第3846回行政院院会※にて「専利法※※の一部条文改正案」、「商標法の一部条文改正案」が可決されたと発表した。

(注※：日本の閣議に相当。※※：「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる。)

今回の専利法及び商標法の改正では、迅速で専門的な専利・商標の救済制度が再構築されるとともに、商標代理人の管理制度が確立される。今後、立法手続が完了した後は、専利・商標に係る事件の救済にかかる時間とコストを大幅に削減でき、紛争の早期解決に役立つほか、商標代理業務の管理を着実に実施することで、商標登録出願人の権益を保障し、産業の発達に寄与して、より一層産業界の需要に即した知的財産権の保護環境を創り上げることができる。

一、専利・商標に係る事件の救済制度を再構築する「専利法」及び「商標法」の一部条文改正案の重点は以下の通りである。

- (一) 複審及び争議事件の審議を専門に担当する独立の部署を設置
海外の専利・商標に係る救済制度を参考として、所管官庁内に「複審及び争議審議会」を設置し、専利及び商標に係る事件を専門に審議させるとともに、それに関連する権限の依拠を定めている。
- (二) 専門的、効率的かつ厳密な審議手続を再構築
専利・商標に係る争議事件の手続の保障を強化するとともに時間的効率についても考慮して、複審事件又は争議事件の審議は、審議員3人又は5人の合議体が行い、口頭審議、予備手続を導入するとともに、審議期間において適度に心証を公開する、審議の終結を通知する等の方法で、審議手続をより厳密に行う。
- (三) 審議決定に不服がある場合、訴願手続を免除し、直接に提訴
複審及び争議事件は所管の部署による審議を経て、厳密で専門的な審議手続により、当事者の手続の保障を確保する上で、救済の時間的効率を高めるために、審議決定に不服がある者は、訴願手続を免除し、直接に提訴できることを明確に定めている。
- (四) 「複審訴訟」及び「争議訴訟」という特殊訴訟を創設
所管官庁が争議事件について行った審議決定は、私権を争う行政決定手続に該当することを明確にしている。権利について争う場合、現行の行政訴訟から民事訴訟手続の準用に切り替え、相手方の当事者を被告として「争議訴訟」を提起しなければならない。複審事件の審議決定に不服がある者は、「複審訴訟」を提起することができる。また、救済制度の過度な複雑化や判決の抵触を避けるため、現行の行政訴訟を民事訴訟手続の準用に切り替え、終審裁判所を最高行政裁判所から最高裁判所へ変更する。
- (五) 専利に係る争議訴訟事件は弁護士又は弁理士による強制代理を採用

専利に係る争議訴訟事件は高度な技術の専門性と法律の専門性を有するので、知的財産事件審理法の改正に合わせ、当事者の権益を保護し、審理効率を高めるために、専利に係る争議訴訟事件は弁護士又は弁理士による強制代理を採用することを規定している。専利又は商標に係る争議訴訟又は複審訴訟の上訴審事件についても、弁護士強制代理を採用する。

(六) 意匠の新規性喪失の例外期間を 12 ヶ月に緩和

デザイン産業の発達に寄与し、海外との足並みを揃えるために、意匠の新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）を現行の 6 ヶ月から 12 ヶ月へと緩和する。

(七) 商標の異議申立てを撤廃

現行の商標異議申立てのうち 97%の事件は相対的な不登録事由に係る争議であり、無効審判請求の事由と高度に重複しているため、異議申立てを撤廃する。また、異議申立てという公衆による審理制度に対する需要を効果的に低減する対策として、絶対的な不登録事由については、「何人」も無効審判を請求できるように緩和するとともに、商標登録出願の審査段階で第三者も情報を提供できることを定める。

二、商標代理人を規定する「商標法」の一部条文改正案は、改正の重点が以下の通りである。

(一) 早期審査制度を追加することで、外界の商標権取得に対する切迫した需要に応える。

(二) さらに商標代理人の資格条件を完備するため、商標所管官庁に登録・管理及び関連管理弁法の制定に係る権限を与えることで、商標出願人の権益を保障する。

(三) 適格な出願人の主体の追加、商標登録の取消請求や税関での権利侵害認定等に関する手続の簡素化により、規制緩和等の実務上の需要に応える。(2023 年 3 月)

J230210Y1

02 知的財産局が 2022 年「専利」トップ 100 を公表

知的財産局は 2022 年専利出願及び公告・証書交付統計資料とランキングを公表した。特許、実用新案、意匠を含む専利の出願をみると、内国出願人としては台湾積体電路製造（Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited、以下「TSMC」）（1534 件）が七連覇を達成した。外国出願人としては Applied Materials（881 件）が初めて首位を獲得した。専利の証書交付については、内国出願人として TSMC（1196 件）が、外国出願人としては Qualcomm（573 件）がそれぞれ首位を獲得した。

一、内国出願人の専利出願件数は 5 年連続成長、TSMC が七連覇

内国出願人の専利出願件数トップ 10 をみると、半導体、ディスプレイ及び情報通信技術（ICT）の産業に集中しており、TSMC（1534 件）は 2016 年から首位を守り続け、それに宏碁（Acer Incorporated）（530 件）、友達光電（AU Optronics）（505 件）が続いている。聯発科技（MediaTek Inc）（412 件）も前年比で 58%増加して過去 3 年の最高水準となった。南亞科技（Nanya Technology）（371 件）と群創光電（Innolux

Corporation) (336 件) の出願件数もそれぞれ過去 10 年の最高記録を達成している。

2022 年内国出願人トップ 100 の専利出願件数は 1 万 2771 件に達し、年成長率は 4% に上った。企業と学校の出願件数が増加しことで特許 (9555 件) と意匠 (793 件) がそれぞれ 4%、14% 成長しているほか、企業と研究機関の成長により意匠の出願 (2423 件) も 3% 成長している。

二、金融機関としては合作金庫が専利出願トップ、兆豊銀行が特許出願首位

内国出願人の専利出願件数トップ 100 に金融機関 6 行が入っており、合作金庫商業銀行 (TCB Bank) は 220 件で最も多く、台湾銀行 (Bank of Taiwan) が 214 件で 2 位となっている。兆豊国際商業銀行 (Mega Bank) は専利出願件数 (205 件) では 3 位だが、特許出願件数 (53 件) だけをみると金融機関としては最も多い。また台新国際商業銀行 (Taishin International Bank) は 87 件で初の専利出願件数トップ 100 入りを果たした。

三、教育機関としては城市科大が専利出願首位、成功大学が特許出願で最多

内国出願人による専利出願トップ 100 入りした教育機関 28 校のうち、台北城市科技大学 (Taipei City University of Science and Technology) (162 件) が三年連続で最多の教育機関となった。特許出願件数が最も多かったのは国立成功大学 (National Cheng Kung University) (135 件) で、国立陽明交通大学 (National Yang Ming Chiao Tung University) (125 件)、国立清華大学 (National Tsing Hua University) (108 件)、国立台湾大学 (National Taiwan University) (77 件) がそれに続いた。

四、研究機関としては工研院が専利出願でトップ

研究機関 2 機関が内国出願人による専利出願トップ 100 に入り、財団法人工業技術研究院 (Industrial Technology Research Institute、略称「工研院」) (331 件) が 8 位となり、研究機関としては最も多く、次いで財団法人金属工業研究发展中心 (Metal Industries Research & Development Centre) (87 件) が 41 位にランキングされた。

五、外国出願人による専利出願件数は 3 年連続成長、Applied Materials が初めて首位に

外国出願人による専利出願トップ 10 をみると、半導体、情報通信技術及び化学の産業に集中しており、Applied Materials (881 件) が初めて首位を占め、過去 10 年の最高記録を更新した。情報通信技術分野の Qualcomm (763 件) は 2 位となった。Samsung Electronics (675 件) は過去 10 年の最高水準となり、3 位に浮上した。また、Meta Platforms Technologies (293 件) と信越化学 (275 件) が初のトップ 10 入りを果たしている。

2022 外国出願人による専利出願件数は 1 万 4556 件に達し、年成長率は 3% に上った。この成長は主に、専利全体の 90% を占める特許 (1 万 3069 件) が 6% 成長し、意匠 (181 件) も 22% 成長したことによるものである。(2023 年 2 月)

J230210Y1

J230210Y2

03 知的財産局、2022年専利・商標出願受理概況を公表

2022年に知的財産局が受理した専利（特許、実用新案、意匠）の出願件数は7万2059件に上り、前年比でわずかに0.8%減少した。その中で、特許（5万242件）は前年比で2%増となり、過去10年の最高水準となったが、実用新案（1万4662件）、意匠（7155件）はいずれも7%減となった。商標の登録出願件数は9万4778件（区分数で12万2320件）となった。審査実績については、特許の（実体審査請求から）一次審査通知までの平均期間（FA期間）が8.8カ月、商標は5.2カ月となり、リーズナブルな審査期間の水準を維持している。

一、内国出願人による特許出願件数は横ばい

内国出願人による特許出願件数は1万9400件で、前年比0.8%の小幅減少となった。これは主に、自然人と研究機関の件数が減少したことによるものである。また企業については1%増、教育機関も7%増であった。実用新案出願件数は1万3669件で、前年比6%減となり、意匠出願件数は3411件で、3%減であった。これは主に自然人と企業の件数が減少していることによるが、減少幅は2021年よりも小さくなっている。

二、外国出願人の特許出願件数が成長、日本が断トツの1位

外国出願人の特許出願件数は3万842件に達し、前年比で4%増加して、3種類の専利の中で主流となった。外国出願人による実用新案と意匠の出願件数はそれぞれ993件、3744件で、減少傾向にある。

外国出願人による専利出願件数を国（地域）別にみると、トップ5のうち、日本（1万3128件、前年比1%減）が群を抜いて1位となり、米国（8517件、7%増）、中国大陸（4424件、4%増）がそれに続いた。また韓国（2775件、16%増）がトップ5の中で最高の成長率となった。専利の類型別にみると、特許と意匠は日本が最多で、実用新案は中国大陸がトップだった。

三、商標の登録出願件数は横ばい、内国出願人による出願は増加

商標については、商標登録出願が件数で9万4778件、区分数で12万2320件に達し、過去20年においては2021年の（件数9万5917件、区分数12万3217件）に次いで2番目に多かった。そのうち内国出願人は7万4326件で、前年比1%成長したのに対して、外国人出願人は2万452件で、9%減少した。

国（地域）別の商標登録出願件数トップ5の中で、中国が4324件で最多となったが、2位の米国（3572件）、5位の香港（1120件）とともに減少傾向にあるのに対して、3位の日本（3546件）は3%増加している。

四、統一企業が3年連続で内国出願人による商標登録出願区分数トップに、外国人出願人はIPPLUS Technologyが最多

内国出願人による商標登録出願区分数は統一企業（Uni-President）が834件に達し、2020年から3年連続でトップとなり、王品餐飲（Wowprime）が189件、金車公司（King Car Food）が163件でそれ

に続いている。外国出願人による商標登録出願区分数は IPPLUS Technology が 150 件で最も多く、騰訊控股（Tencent Holdings）と Johnson & Johnson がそれぞれ 94 件でそれに続いている。

内国出願人による商標登録出願区分数を区分別にみると、第 35 類（広告、企業経営等）が 1 万 5220 件で最も多く、第 30 類（コーヒー、茶及びケーキ等）が 7308 件、第 43 類（レストラン、宿泊等）が 7206 件でそれに続いている。新型コロナウイルス感染症の流行でネットショッピング、リモート技術、ゲーム等に関連する第 41 類（教育、娯楽）と第 9 類（コンピュータ及び IT 製品等）がそれぞれ 7.5%、2.0%成長した。

外国出願人による商標登録出願区分数については、第 9 類（コンピュータ及び IT 製品等）が 4493 件で最も多かった。区分数トップ 5 のうち第 42 類（科学的及び技術的サービス）以外はすべて 2~21%の減少となっている。

五、専利と商標の審査はリーズナブルな FT 期間を維持し、企業のタイムリーな業界戦略をサポート

審査の品質と時間効率性のバランスをとり、特許と商標の最終処分までの平均期間（FT 期間）は 14.3 カ月、6.5 カ月の水準を維持し、企業が早期に権利を取得して、タイムリーに業界における戦略を展開するのに役立っている。（2023 年 2 月）

J230224Y5

J230224Y8

04 経済部の派遣団が米国で大きな収穫、海外大手から 30 億新台湾ドル規模の対台研究開発投資の誘致に成功

経済部は米国西海岸標準時 2 月 23 日にカリフォルニア州サンノゼにて「経済部技術処の米国における成果とスタートアップ契約」記者会見を開き、国際 IT 大手のラム・リサーチ（Lam Research）とケイデンス・デザイン・システムズ（Cadence Design Systems、以下「ケイデンス」）が台湾で研究開発に 30 億台湾ドル規模の追加投資を行う見通しだと発表した。

台湾と米国とのイノベーションな研究開発の提携関係をさらに深めるため、経済部技術処は米国に赴き、半導体プロセス用エッチング装置の世界最大手であるラム・リサーチと半導体・電子機器の設計作業自動化（EDA）ソフトウェアで世界第二のシェアを占めるケイデンスを訪問し、台米間の半導体研究開発の提携推進並びに台湾における研究開発への投資拡大等について意見交流を行った。ラム・リサーチは長い間台湾に半導体設備・部品/部材のサプライチェーンを構築しており、双方の提携関係をさらに深めるために、研究開発センターを台湾に設置するとともに研究開発への投資を拡大して、クライアントに対する最先端プロセスの技術サービスを強化し、台湾における設備サプライチェーンの規模をさらに拡大し、2 ナノプロセス量産の実現を促す。ケイデンスは 40 年近くにわたって台湾市場を開拓し、台湾半導体産業の技術向上に重要な役割を担ってきた。半導体産業が成長し続けているため、2023 年度に工業技術研究院と共同ラボを設立し、チップレットのデザインツールを研究開発す

る。これが米国の研究プログラムとの接点となり、台湾と国際的な組織との懸け橋となって、台湾企業に恩恵がもたらされることになる。

法人スタートアップ企業（訳注：技術処の TREE プログラムを通じて選ばれた、法人研究機関が設立したスタートアップ企業）を海外とリンクさせるため、経済部技術処は 2022 年末に上記法人スタートアップ企業 13 社を米国のスタンフォード大学や UC バークレーのアクセラレーター「SkyDeck」に送り 3 ヶ月の短期集中研修を行い、研修期間中には世界最大規模のテクノロジー見本市「CES」に参加した他に、積極的に企業を訪問して商機を開拓した。記者会見において「醫起付(EZclaim)」の創設者が米 Agile Point の CEO 及びサンフランシスコ・ベイエリア台湾商会（Taiwanese Chamber of Commerce San Francisco Bay Area）の会長と基本合意書を締結した。「醫起付」が開発した画期的な保険金試算システムを通じて台湾人が米国で治療を受けるときに、台湾の保険システムと迅速にリンクすることで AI 演算を活用し保険金の範囲を予測できるようになり、さらには保険の補償に対する自分のニーズに合わせて最適な医療方法を選択し、海外での高額な医療費がかかるリスクを低減することができるようになる。また「創淨科技(Eleclean)」の創設者は米国の Best Home Health Care Inc と提携協定を締結して、コロナ禍後における消毒目的の家電の商機に注目して、海外販売拠点を拡大する。

さらに筋肉活動信号感知技術を開発する「酷手科技(Coolso)」は世界の半導体大手 Qualcomm の独立系ソフトウェアベンダ (ISV) と提携パートナーのテストを行う。また歩行支援ロボット技術を開発している「福寶科技(FREE Bionics)」はサンディエゴでチェーン展開するリハビリ診療所 Reneu Health と基本合意書を締結した。カーボンニュートラルの AI 活用ソリューションを開発する「集思智能(Synergies Intelligent Systems)」も世界 7 位の石油会社 Eni と概念実証 (POC) に関する提携を行う。(2023 年 2 月)

台湾ハイテク産業情報

J230302Y5

01 UMC28 ナノプラットフォームが 2023 年上半期に量産開始 ディスプレイ用ドライバ IC に注力

2023 年 3 月 2 日、ファウンドリ大手の UMC（聯電）が業界に先駆けて 28 ナノ 28nm 組み込み超高電圧 (eHV) 製造プロセスの最新強化版 28eHV+ プラットフォームを発表した。これはより高性能でより高品質な視覚効果を実現するものであり、次世代スマートフォン、VR/AR 設備及び IoT で使用するのに最適なディスプレイ用ドライバ IC ソリューションである。

UMC 技術研究開発副総経理（副社長）徐世杰氏によると、UMC が発売する 28eHV+ プラットフォームは、現在既に数社の顧客と商談が進んでおり、2023 年上半期に量産に入る計画で、UMC が提供する差別化ソリューションは、顧客の製品展開の青写真に合わせて、顧客とともに市場の急速な成長のチャンスをつかめるものであるという。また更に、28eHV+ プラットフォームの発表後に、UMC の研究開発チームは全力でディスプレイ用ドライバ IC ソリューションを 22 ナノ及び以下の製造プロセスに拡大していくことも発表した。

UMC の従来の 28 ナノ eHV 製造プロセスと比べて、新発売の 28eHV+ソリューションは画像の画質やデータレートに影響なく、エネルギー消費を 15% 低減でき、電池の消費電力節約というニーズを満たす外に、28eHV+は電圧制御最適化機能があるので、デザインエンジニアが設計する際により大きな柔軟性を持たせることができる。eHV 技術から言えば、28 ナノは現在ファウンドリの最先端製造プロセスであり、小型パネルディスプレイ用ドライバ (SDDI) への適用や、更にはハイエンドスマートフォンや VR/AR 設備において益々普及している AMOLED パネルへの幅広い活用が期待される。(2022 年 3 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I ウェブサイト、フェイスブックの投稿で、画像内容に他人の登録商標文字を使用した場合の商標権侵害の判断

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】110 年度民著訴字第 101 号

【裁判期日】2022 年 3 月 4 日

【裁判事由】著作権侵害に関する財産権争議

原告 文生音楽芸術股份有限公司

法定代理人 張玉珍

被告 狂美交響管樂團

法定代理人 謝韋民

上記当事者間の著作権侵害に関する財産権争議案件につき、本裁判所は 2021 年 2 月 11 日に口頭弁論を終結したので、次の通り判決する。

主文

被告は原告に 2 万台湾ドル、及び 2021 年 8 月 10 日より弁済日まで、年率 5% で計算した利息を支払わなければならない。

原告によるその他の訴えを棄却する。

訴訟費用は、被告が 30 分の 1 を負担し、残りの部分は、原告の負担とする。

本判決主文第一項について、仮執行をすることができる

原告による他の仮執行の申立ては棄却する。

事実及び理由

一、原告の主張

原告は 2016 年に「維也納爆笑銅管音楽劇一七先生巡迴音乐会」(ウィーンユーモアプラスバンドミュージカル-ムノツィル・ブラス (Mnozil Brass) 7 人コンサート) を主催するにあたって、コンサートを宣伝する目的で、原告の法

定代理人である張玉珍が代わりに「維也納銅管爆笑七先生」のキャッチコピーを作成した。原告は2008年8月16日に「爆笑銅管七先生」を商標として登録出願し、第01325383号（以下係争商標という）商標の登録査定を受けたため、係争商標の商標権者であり、権利存続期間を2028年8月15日まで更新しており、その指定役務は舞台芸術番組制作、コンサートの主催、音楽の演奏、ライブパフォーマンスまたはパフォーマンス、オーケストラ演奏サービス等である。

被告は、桃園市政府文化局で公開する係争入札案件を153万台湾ドルで落札し、請け負った後、係争入札案件を履行し、及び係争楽団による公演を紹介するために、原告による同意や許諾を得ないまま、原告が有している係争著作物、係争商標を使用し、更に情状不承知の桃園市政府文化局もそれをその主催する桃園管楽嘉年華（ブラスバンドフェスティバル）のオフィシャルサイト、フェイスブックのファンページ及び桃園市文化局のオフィシャルサイトに掲載したほか、自ら被告のフェイスブックのファンページにも使用した。よって、被告は無断で係争著作物を盗用し、原告による係争著作物の著作財産権を侵害したほか、その同意や許諾を得ることなく、係争商標を使用したため、原告の商標権を侵害した。また、被告は係争入札案件において、実質利益を得たので、桃園市政府文化局で行ったチャリティーイベントを理由に、その侵害責任を免除してはならない。よって、著作権法第88条第1項、第2項第2号、第3項の規定に基づき、被告に損害賠償として30万台湾ドルの支払いを請求する。更に商標法第69条第3項、第71条第1項第2号の規定に基づき、被告に損害賠償として30万台湾ドルの支払いを請求する。また、次のように請求する。

- 1.被告は原告に60万台湾ドルを支払わなければならない。そのうちの30万台湾ドルについては訴状写し送達の日より弁済日まで、残りの30万台湾ドルについては民事訴えの変更申立書（追加的変更）写し送達の日より弁済日まで年率5%で計算した利息を支払わなければならない。
- 2.訴訟費用は被告の負担とする。
- 3.担保を供託するので、仮執行の宣告を請求する。

二、被告の請求

- 1.原告による訴え及び仮執行の申立てを共に棄却する。
- 2.訴訟費用は原告の負担とする。
- 3.不利な判決を受けた場合、担保を供託するので、仮執行免除の宣告を請求する。

三、心証を得た理由

1.著作権の部分：

原告が主張した著作物は、原告の法定代理人である張玉珍が、原告に代わり、2006年に主催した「維也納爆笑銅管音楽劇一七先生巡迴音乐会」のために作成したコピーである。また、前記コピーの全体的な叙述内容を参酌すれば、これは専ら台湾に演奏に来る係争楽団を紹介、宣伝するために創作したものであり、原告による係争楽団の歴史、特性、演奏スタイルを叙述する表現であり、創作者の個性及び独特性を十分に表している。前記の説明から見れば、係争著作物は確かに著作権法の保護を受ける言語著作物に該当する。

調べた結果、被告は、その係争著作物利用行為がいったい著作権第 44 条から第 63 条所定のどんな合理的使用に該当するかを具体的に説明していない。また、係争著作物の著作物財産権を原告が有しているので、被告が係争入札案件を請け負い、依頼者の要求に応じて係争著作物を提供したとしても、係争入札案件における契約内容の提案に、番組宣伝及び広報計画を含むとの記載があるので、被告が係争著作物を使用したり、または他人に提供して使用させることが商業的目的に該当しないとは認めがたい。このことは、桃園市政府文化局が主催した桃園管楽嘉年華が、非営利的イベントに該当することとは関わりがない。又、被告は他人に係争著作物を提供して、使用させており、桃園市政府文化局が桃園管楽嘉年華のオフィシャルサイトに掲載した宣伝内容も係争著作物と 80 パーセント同一であり、被告による係争著作物の利用は原告の同意や許諾を得ることなくそれを複製したものであり、つまり被告はこの部分の許諾料又はコピー作成費用を支払っていないので、被告による行為は、原告の潜在市場と現在価値に必ず影響を与えるものである。それ故、前記各原因を踏まえて、総合的に観察すれば、原告による係争著作物の被告の利用状況には、合理的使用が成立しないはずである。

調べた結果、本件は不法行為による損害賠償の債に該当し、確定した期限がなく、なお且つ、金銭の支払いを対象とするので、前記の法律規定によれば、原告がその著作財産権侵害を受けた損害賠償として、被告が支払うべき 2 万台湾ドルの部分について、訴状写し送達の翌日より弁済日まで年率 5% で計算した利息を請求できることは妥当である。

2. 商標権の部分：

桃園管楽嘉年華（ブラスバンドフェスティバル）（TAOYUAN BAND FESTIVAL）のオフィシャルサイト、被告のフェイスブック公式ファンページ投稿及び写真、桃園管楽嘉年華のフェイスブックファンページ投稿、桃園市文化局のフェイスブックファンページ投稿には「爆笑銅管七先生」または「銅管七先生」文字があるが、前記ウェブ投稿及び画像内容は、すべて係争楽団の紹介及び桃園管楽嘉年華イベントの宣伝である。よって、前記ウェブ投稿が桃園管楽嘉年華イベントを宣伝するものであれば、イベントに参加した係争楽団の紹介内容に、必ず台湾で染みの楽団名称、つまり「爆笑銅管七先生」または「銅管七先生」文字を使用することは当然である。また、被告のフェイスブック公式ファンページ、桃園管楽嘉年華フェイスブック公式ファンページ、桃園市文化局フェイスブック公式ファンページに掲載の投稿及び画像を全体的に観察すれば、全文において「爆笑銅管七先生」または「銅管七先生」のレイアウト、方法はいずれも目立たず、係争楽団を紹介するために使用したものに過ぎず、被告または係争楽団との関連性を表彰するために使用したのではない。それ故、被告に、前記文字を商標として使用したり、または他人による使用に提供する意思がないことは明らかである。また、関連消費者が前記文字の使用方法を見ても、それが商標であると認識することは難しい。ましてや被告、桃園市文化局又は桃園管楽嘉年華等のオフィシャルサイト、フェイスブックファンページ投稿は、管楽嘉年華イベントの宣伝、その中のイベントに参加した係争楽団の紹介を販売促進の重

点としており、原告による係争商標にあやかる意思がないばかりか、双方当事者のいずれも、係争楽団が世界で著名な室内楽団であり、毎年世界で 100 回以上の巡回演奏会を行っていることを否認していないので、関連消費者も「爆笑銅管七先生」または「銅管七先生」が係争楽団であることを明らかに知っているはずであり、被告が「爆笑銅管七先生」または「銅管七先生」を自ら使用したり、または他人による使用に提供したことは、商標の使用に該当しないと十分認定できる。

以上を総じると、原告による本件訴えの一部には理由があり、一部には理由がないので、知的財産案件審理法第 1 条、民事訴訟法第 79 条、第 389 条第 1 項第 5 号に基づき、主文の通り判決する。

中華民國 111 年 3 月 4 日
知的財産裁判所第三法廷
裁判官 潘曉玫

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台灣國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所：
台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号
偉成大樓 7 階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所：
東京都新宿区新宿 2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所
© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.